

舗装工（積算編）

秋田県 ICT 活用モデル工事（舗装工）実施要領（積算編）

1. 適用範囲

1-1 本資料は、ICT による舗装工（以下、舗装工（ICT））に適用する。以下の ICT 建設機械による施工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

- ・不陸整正（ICT）
- ・下層路盤（車道・路肩部）（ICT）
- ・上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

1-2 この実施要領（積算編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

2. 機械経費

2-1 機械経費

舗装工（ICT）の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、賃料については、土木工事標準積算基準書（秋田県）の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

①不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）、上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

ICT 建設機械名	規格	機械経費	備考
モータグレーダ	土工用・排出ガス対策型 (第二次基準値)・ブレード幅 3.1 m	賃料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上

2-2 ICT 建設機械経費加算額

ICT 建設機械経費賃料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示す ICT 建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) 不陸整正 (ICT), 下層路盤 (車道・路肩部) (ICT), 上層路盤 (車道・路肩部) (ICT)

対象建設機械：モータグレーダ

賃料加算額：49,000 円/日

2-3 その他

ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。

2-3-1 保守点検

ICT 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

(1) 不陸整正 (ICT), 下層路盤 (車道・路肩部) (ICT), 上層路盤 (車道・路肩部) (ICT)

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.18(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m2)} \times \text{層数}}{\text{作業日当り標準作業量(m2/日・層)}}$$

(注) 作業日当り標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当り標準作業量」の ICT 標準作業量による。

2-3-2 システム初期費

ICT 施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

(1) 不陸整正 (ICT), 下層路盤 (車道・路肩部) (ICT), 上層路盤 (車道・路肩部) (ICT)

対象機械：モータグレーダ

623,000 円/式

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

・共通仮設費率補正係数 : 1.2

・現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～3)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理による出来形計測とし、秋田県ICT活用モデル工事(舗装工)実施要領(実施編)に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) 上記1)又は2)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(2) 費用計上にあたっての留意事項

1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

附 則(令和2年9月8日技管-296)

この実施要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和5年9月14日技管-449)

この実施要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年9月11日技管-411)

この実施要領は、令和6年10月1日から施行する。